

平成24年度田辺市人権教育啓発推進懇話会

開催日時	平成24年11月28日 水曜日 午後1時30分～午後3時
開催場所	田辺市役所別館 3階 大会議室
内 容	○委員紹介 ○懇話会の趣旨について ○会長及び副会長の選任について ○田辺市人権施策推進計画の平成23年度実績について ○その他
出席委員	楠本委員、宮本委員、岡山委員、前田委員、芝本委員、愛須委員 久保委員、西畑委員、室谷委員、白川委員、田ノ上委員、山下委員 上平委員、中山委員、岩手委員、畑谷委員、石垣委員、志波委員、朝井委員 計19名
欠席委員	吉田委員、五井委員、西田委員、谷本委員、古久保委員、小森委員、折戸委員 西村委員、真砂委員 計9名
出席者	渡邊人権推進課長、葉糸参事、坂本主事
傍 聴	なし

事務局	只今から田辺市人権教育啓発推進懇話会を開催いたします。 開会にあたりまして、福田副市長からご挨拶を申し上げます。
副市長	(副市長あいさつ)
事務局	●委員紹介 事務局から名簿順に紹介。
事務局	●懇話会の趣旨について 田辺市人権教育啓発推進懇話会は、その設置要綱第1条に「本市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため」設置されたもので、平成17年5月1日から設置されており、その第2条に所掌事務として「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方に関し必要な事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。」と定められています。 過去には、平成19年3月策定の『田辺市人権施策基本方針』について、基本方針案の作成を行っていただいたり、平成21年2月策定の『田辺市人権施策推進計画』について、ご審議をいただいています。本日は、この計画の平成23年度推進状況報告書についてご意見やご提言をいただきたいと思いますと考えています。

事務局	●会長及び副会長の選任について 会長、副会長の選任ということで、昨年度で任期満了していますので、今年と来年の２年間でお願いしたい。 立候補はなく、委員の互選のなかで、事務局から会長にＡ氏、副会長にＢ氏を推薦し、承認され、それぞれ就任あいさつを行う。 以下、議事進行は会長が議長を務める。
議長	●田辺市人権施策推進計画の平成２３年度実績について はい、それでは早速、議事に入りたいと思います。田辺市人権施策推進計画の平成２３年度実績について事務局から報告をお願いします。
事務局	それでは、平成２３年度の実績報告に入ります前に、今回初めての委員さんも居られますので、少し補足説明をさせていただきます。 田辺市では、平成１９年３月に策定した「田辺市人権施策基本方針」で市の人権施策の基本的な方向が示されています。この基本方針に基づいて、平成２１年２月に「田辺市人権施策推進計画」が策定され、具体的にどんなことをして行くという計画をまとめたものです。それから、本日の「田辺市人権施策推進計画に係る平成２３年度推進状況報告書」は推進計画の実施状況をまとめたものとなっています。これらはすべて、一連の流れで繋がっていますのでご理解を賜りたいと思います。 それでは、平成２３年度推進状況報告書についてご説明します。 １ページの「１．推進するための条件整備」について主なものは、「田辺市人権擁護連盟との連携及び事務局」や「田辺市人権擁護委員協議会田辺部会との連携及び事務局」があります。２ページの「人権を考える集い」では、平成２４年２月２５日に紀南文化会館で、危機管理アドバイザーの尾下義男氏による「家庭で、職場で、災害から命を守るコツ～あなたが生きているからわたしたちは幸せなのです～」と題した講演会と歌手・作曲家のちひろさんによる「こだまするころ～金子みすゞのまなざし～」と題したコンサートを開催しています。 次に１２ページに主なものとして「人権相談」がありますが、そのほかにも各種相談や各種相談体制のことを載せています。 １５ページ以降には、「同和問題」や「女性の人権」、「子どもの人権」等、人権問題の各課題に応じた人権施策を、最後の３２ページまでまとめて載せていますので、またご一読頂きたいと思います。 それから、特に大きな変更点として、２８ページの「障害者虐待防止センターの設置」や３０ページの「田辺保護司会」、「更生保護法人和歌山県更生保護協会」を追加しています。 このほか、報告書の後ろの方には、各種参考資料も付けていますのでご参照ください。概要説明は以上です。
議長	只今、事務局から大変、端折った内容ではありますが報告がありましたが、委員の皆さんには既にお目通しを頂いている前提で会議を進めさせていただきます。

	具体的な個々の用件や情報には、人権推進課では答えにくい。全体的な施策やこうあるべきではないかといった意見を出していただきたい。 それでは、皆さんからのご意見を伺いたいのですが、何かございますか？
C 委員	はい。 22 ページの「8. 高齢者の人権」の「住民バス運行事業の再編整備」の事業実施状況について、公共交通不便地域の一定の解消が図られたとあるが、旧市内はともかく、この住民バスは一日前に予約しなければ乗れない。この住民に対するサービスの違いは如何なものかと思う。かたや近くの停留所へ行けば好きなときに好きな所へ行ける。かたや一日前に予約して何便かしかないバスに合わせて動かなければならない。市民に等しく公平に、一人ひとりを大事にするという観点から見て、どんなものかなと。今後の予定として順次効果的かつ効率的な交通システム導入を検討するとあるが、対費用効果で、過疎地には金がかかるのでもう止めやという発想は、人権一人ひとりを大事にするという考え方からすればどうなんやろと思える。このあたり答えを求めても仕方ないかなと思うんですが、これで良いのかなという気持ちがしたので、意見として言わせていただきました。
議長	はい、ありがとうございます。関連して、同様の意見はございませんか？ 無ければ事務局から何か。
事務局	只今の C 委員からのご意見ですが、確かに旧市内と行政局管内ではバスの便数の違いがあり、このことは以前、議会でも話をされていますが、人権推進課からお答えするのは難しいかなと。ただ、このようなご意見があったことを担当課にお伝えしたいと考えています。
議長	このご意見は、まさにそのとおりだと思いますし、行政の方でも恐らく考えているはずである。ただ予算の面で障害となっているんだろうとは思いますが。 この件については、来年、また報告をいただく。どういう考え方、あるいは対処をしているのか聞いてもらう、もしくは懇話会全体の意見として改善を求める意見があったことを伝えてもらうということでしょうか？
	異議なし。
議長	それでは他にご意見、ございませんか？
D 委員	はい。いくつかあるんですが。 一点目は、1 ページの「田辺人権擁護委員協議会田辺部会との連携及び事務局」について、以前、当該部会のなかで、H 委員が紙ふうせん打ち上げ事業について、田辺市内の小学校では電線があるのでこの事業は実施できない、どうするのかと発言されていたと思うのですが、今後どうするのかという問題点があるので、ここの評価・問題点では「特になし。」としていますが、入れておく必要があるのではないかと思います。

	次に二点目は、２ページの「各種意識調査」について、実施状況のなかで６８．１％の人が守られていると思うと回答されているが、守られていないと回答した残り３２％の人に対して、一体どういうふうな対策を取っていくのかというのが、考え方として必要ではないかと思います。 もう一点、最後ですが、「人権学習指導者養成講座」について、指導的立場にある方を対象とした研修会を開催するとありますが、指導者を養成することだけが必要ではなくて、人権意識を高めるのが本来の講座の目的だと思うので、その辺りを十分検討して頂いた形で内容を表記していただけたらと思います。
議長	はい、ありがとうございます。人権推進課から発言をお願いします。
事務局	まず一点目の紙ふうせん打ち上げ事業のことですが、以前には旧市内で打ち上げるには支障があると。その支障とは電線が多いとか、諸々の事情で難しいと判断をさせていただきました。今年につきましては、田辺市内の伏冤野小、長野小で実施させていただきましたのでご理解を賜りますようお願いします。 最後の人権学習の件については、指導者だけをということではなく、広く市民全体が子どもから大人まで、人権意識を高めていく必要があると思いますので、そういった学習の機会を設けていきたいと思います。 それから、意識調査の６８．１％の人が守られていると思うと回答をいただいています。これを高いとみるのか低いとみるのかはそれぞれ意見の分かれるところなのですが、ただ、残り３０数％の人は守られていないよという回答ですので、市としましては引き続き啓発活動に力を入れて進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。
D 委員	ぜひ、そのような形で行っていただきたいと思いますし、「評価・問題点等」については文章的に多くの方が見られるので、そういうふうに理解してもらえそうな表記の仕方をしていただきたいと思います。
事務局	はい、ありがとうございます。以後、来年度から、より詳しく記載をさせていただきたいと思います。そしてまた、人権教育啓発については人権推進課だけではなく、教育委員会も大事だと思いますので、生涯学習課とも十分連携を取りながら進めてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いします。
議長	はい、関連ですが、「評価」をはじめ、この報告書の記載の仕方なんですが、「特になし。」や空欄等がございます。その辺りはもう少し丁寧な表現が必要ではないかなと思いますし、文章の捉え方が各課によって違っているんじゃないかということもございます。これが果たして人権施策に必要な項目であるのだろうかというような事業も見受けられるので、適切な内容に、我々が会議に臨めるような内容にしていきたいと思います。 それでは、他の方で何かご意見ございませんか？

議長	今回、一般公募の委員さんも居られますが、何か思っていることとかございませんか？
E 委員	E と言います。報告書2ページの一番上の「各種意識調査」に関して、田辺市の平成23年4月の調査では68.1%の人が守られていると思うと回答とありますが、例えば内閣府の調査で、障害者の方が人権を守られていると思うかの問いに関して、約90%の人が守られていないと回答しているとの新聞報道を見まして、また、来年からの障害者の雇用率が、平成25年4月から民間企業であれば1.8～2.0%程度上がるということで、今、駆け込みで、都会の大手企業が障害者の求人を募集したりされているような状況ですが、そういった厚労省の施策とか法改正を行うことによって、一人でも多くの障害者の方の人権が守られていくような社会になれば良いなと考えています。
議長	障害者に対する意識がまだ鈍いのではないかと、そういう感じですか？ 言いたいことは良くわかるのですが、私も障害者の人権というところに対しては、若干不満もあります。例えば、学校教育課においての項目のなかで、障害者の人権、高齢者もそうですが、学校での取組があるのかないのかというところが疑問である。やはり子どもの時期にいろんな人達を認める、そういうような学習というのが、人権教育上、最も必要ではないだろうか。障害者と言えば隔離されたような感じの、どうしても子ども達にとっては障害者、特に知的障害者に対しての理解度というのは低いのではないかと思っている。そこら辺り、校長会の委員さんも居られますのでご意見をいただけたらと思いますが？
F 委員	上山路小学校で校長をしています F です。うちの学校では、特に高齢者の方と一緒に触れ合って、活動を共にしながらということをよく行っています。共に活動することで、子どもたちも自分なりに感じる場所があるし、高齢者の方も生きがいというか、子どもからエネルギーをもらうと、そういうこともある。触れ合いを通して高齢者のことを考える機会ということもある。また各小学校では保護者学級を行うようになっていまして、そのなかで人権に関する講演会を計画して行ったり、あるいは考えたりというようなこともしています。それから、「いじめ」に繋がるような心の部分ですが、大なり小なり各学校では起こり得ることで、そういうときに、人権ということに視点を置いてしっかり理解させるということに力を入れてやっているわけですが、これはどの学校においても子どもの心を守るというのが基本ですので、各校は力を入れてやってくれていると思います。まあ、いろいろ、各校ともまったく十分であるとは言えないと思いますが、そのつど学校の職員と子どもと保護者と一緒になって取組んでいると、そういうところであると考えています。
議長	突然に指名してすみません。ありがとうございます。 他に何かございませんか？
C 委員	はい。また突拍子もないようなことを言うかも知れませんが、項目で「高齢者の人権」であるとか、「外国人の人権」であるとか掲げていただいているんですが、ひとつ「限界集落に住む人権」という項目を設けてはどうでしょうか？ というのは、医療を受ける権利とか教育を受ける権利であるとか あるいは行動の自由を保障する権利、そういうものがすべ

	てスポイルされているような気がして仕方ない。地区の子どもが学校へ行くのに、とても早いんですよ。バスが午前7時に迎えに来て、帰ってきたら真っ暗です。過疎が過疎を生んで行って、やはり密の人の権利が無いから、どんどん人口が流出して行くような気がして仕方ない。これを一つ、人権の問題として捉えてみるという発想も要るのではないかと思います。思いまして提案させていただきました。
議長	これも田辺市にとって大変、大事なことであると思うのですが、少しバックさせていただいて、障害者のことでもう少し詰めたと思うのですが、何か皆さんから障害者の件についてご発言願えればと思うのですが？
B 委員	F 先生が先ほど仰ってくださったように、学校での取組は最近、活発になっていると思うのですが、一つ気になることがありまして、発達障害児の早期発見と言うんでしょうか、それが各学校によって差があるというか、先生方の認識の違いによって、発達障害であるかもしれない子を普通の子と同じに扱ってしまって、学校に来たくないとか、放課後の活動をやめてしまうとかよく聞きますので、そういう点も大切な人権ではないかと思うのですが。早く発見してあげることによって、その子が障害であっても普通にちゃんと出来るということもありますので、先生方の認識ももっときちっとしていただくことも大切なと思います。
議長	発達障害者のことについては、教育委員会も問題は理解していると思いますし、その辺りは来年度にでも報告をお願いしたいと思います。
B 委員	この表のなかで、障害者にプラスチックリサイクル事業を委託されていますが、何年か前まで大変、怪我人が多かったと聞いていますが、最近の状況はどんなものですか？ 仕事をまかせることはとても素晴らしいことだと思うんですが、その仕事をするうえで何人か怪我人が出たということは聞いており、市民のゴミに対する考え方の不手際が障害者に対して全く人権を大切にしていらないと感じる。ぜひこの表の中に、「怪我人は0人でした。」とか、人権に対する心遣いの言葉を「結果」のところに入れていただけたらと思います。
議長	これは要望ということで、事務局をお願いしておきます。 他に、障害者のことで何かございませんか？ 私も障害者施設に少し関わってはきたが、昔、20年くらい前に障害者の施設の遠足があり、自分の娘を連れて行ったことがある。娘にとっては初めての知的障害者との機会、奇声もあれば奇行もあると、その中で最初は私の後ろで隠れていたのですが、すぐに障害者と手をつないで歩いていたりして、子どもの適応力の凄さというか、懐の大きさに改めて気づかされた。障害者との触れ合いやイベントなどその機会を少しでも多くしていただくのが大切ではないかなと思う。これも一つ要望としてお願いしておきます。 他に、「あすなろ会」の取組としては如何でしょうか？
C 委員	はい、近くの小学校と一緒に運動会をしたり、餅つき大会をして小学校の子を招待した

	り、A 会長が言われるように本当に自然な形で一緒に何かをしようという機会を作るとい うのはすごく大事だと思います。施設の子は、18歳から最高齢で80歳くらいの方まで 居てるのですが、一様に目を輝かせています。あらゆる機会をつかまえて、子どもたちに とって一緒に何かをするというのはとても大事だと思います。健常者にとって障害とは何 かを知らないというのは罪だなと思います。障害者と一緒に何かをすることによって、障 害者のことを知っていく大事さというのは、会長の言われるとおりだと思います。
議長	はい、ありがとうございます。障害者の件は、他に無ければこの辺りにしておきたいと 思いますが、他に何かございませんか？
H 委員	この資料からハズれるんですけど、2年ほど前に人権擁護連盟で迷惑駐車をなくす取組 をやっているが、あれは今どうなっているのか？ 私は今、松葉杖生活を送っていて、い ろんな所で障害者の駐車場へ必ずと言っていいくらい健常者の方に車を置かれている。こ の間は、市役所本庁の前でダンプが置かれていた。他の車が入らない。迷惑駐車の方は、 あの時で終わりなのか、引き続いてやっているのか、その辺りを聞かせて欲しい。もし、 やっているのならば、人権擁護連盟だけでなく市民向けにももっと呼び掛けていかなけれ ばならないのではないかな？
B 委員	人権擁護連盟で迷惑駐車のステッカーを作りまして、皆さんに配布したのですが、行政 関係にも皆さんに配布したはずですが、残念ながら貼っていない車の方が多いほどで、今 年になってからきちっと貼っていただくように行政側にはお願いしたのですが。迷惑駐車 というのは最近、たくさん増えてきていまして、オークワの障害者の駐車場でも停めてい るのが多い。見つけたらオークワに個人的に申し入れをしているが、市民の方、皆さんに お願いをするしか方法が無い。見つけたら黙って見過ごさず、声を出してもらいたい。堂々 と停めている方がたくさん居るので、本当に情けない状態だなと思う。ステッカーは配布 はしたのですが、なかなか進んでいないのが現状で、H 委員の質問には心が痛いです。
H 委員	全市的にやっていかなければ、市役所や人権擁護連盟だけでやってもあかんて。この間、 市役所でダンプを置いていたので職員に言ったら、それはもう本人のモラルの問題だと。 モラルがないから置いているんだと。こういうものは全体的に声を上げてやっていかな、 いつまで経っても収まらない。
議長	障害者の駐車場に停める方については、内部障害の方も居られますし、なかなか貴方は 障害者ですかと聞いてからというのも難しいし、かといって容認するというのも、本当に 必要な人に対して障害になるというところで、連盟でも取組んでいただいているし、市や いろいろな関係機関と協力しながら少しでも進めていただきたいと思います。 他に障害者の駐車場についてご意見ございませんか？ それでは、先ほどの意見に戻りたいが、限界集落に住む方々の生活権、あるいは格差に ついて、関連してご意見ございませんか？

I 委員	Iです。私の生まれは田舎で、日置川の最上流に住んでいたのですが、非常に過疎地で、これをどう振興していくのかと。せっかく先輩の人達やご先祖が切り開いた土地だけに、守っていかなければと思いつつ、つくづく山の中へ踏み込んで行くわけです。そうしたときに、今日の資料の中には載っていないが担当課は森林局の山村振興課になろうと思うのですが、そこが一生懸命やってくれている。飲料水も自然水を利用しているが、高齢とともになかなか出来ないということで飲料水供給施設を造ってくれる。住民も一生懸命協力するというで解決してくれる。大勢のところなら良いが少ないところだったら、お年寄りが谷間から水を仕掛けてくるときに転んで怪我をしたということもあり、すぐ近くの所でも対応していただけるということで、段々と行政の中で考えていただいていることが本当に嬉しい。やはり山村に住む者にとっては、いろいろああしてくれ、こうしてくれとは余り言わない。自分たちがそういった環境の中で育っただけに、自分たちのことは自分たちでやろうという考え方が強い。そういったなかで行政なり一般の皆さんのご理解の中で、手を差しのべていただけることに対して非常に喜びを大きくしているわけなんです。ですから、そういったことで住民バスの問題についても、先に連絡を取っておいてといった方法を取らなければならない状況下にもあり、経済効率で一日何本も走らすわけには行かないこともあり、少しでも一日1本のところを2本にさせていただいたら嬉しいなという意見はあるわけなんです。交通会社が撤退して行った後でも、住民バスとして運行していただけるのは本当に有難い。今までは停留所に行かなければならなかったけれども、今では自分の住んでいる近くの所で乗ることができるということで、以前と違って、不便な中でも便利にしてくれているのは非常に嬉しい。行政の力や市民の皆さんのご理解のものと皆さんが喜んでいるのは事実です。障害者対策ですが、私の双従兄弟に身体障害者の会の役をしている者がいるのですが、いろいろと会で話したことを行政へ持っていく。あるいはそれぞれの機関へ持っていく。それで市民の皆さんのご理解を得て、段々と良くなって行く。黙っていたらそのままだが、少し意見を言ったら真剣に耳を傾けていただけると。そういったことで昔は考えられない良い世の中になって行っているから、皆さんがそれぞれに考え方を展開していただけるのが嬉しい。一生懸命続けていただきたいし、自分も命のある限り頑張ると言っています。そういった話もありますので、我々も一生懸命共に考え、不便な所、あるいは障害を持ったハンデのあるなかで生活される人たちが喜んで行けるような、共に行けるような、お互いが心豊かにやっていける方法を、みんなで手を携えてやって行くのが一番大事なんじゃないかと思います。この資料を見せていただいたときに、それぞれが一生懸命にやられていると、中心は人権推進、人権擁護ということですから、そういった辺りにピントを当てながら広く行政の方でも考えていくのが、そこに住む人々の喜びの顔を見るというのが人権の基本なんじゃないかなと思いつつ、あちらこちらと山の中や町の中を駆けずり回りながら感じている次第です。ですから、みんな一つになって力を合わせて、良い市を創り、良い街をつくり、良い社会を作るようにやっていかなあかんと思っていますので、どうか広く各課の方へ声を掛けられて、どうせ委員の皆さんが気に入るようなというのはなかなか難しいと思うんですが、ここで考えられているのは非常にピントを絞った話もあれば、私のようにざくっと話しているものもあるかと思うんです。その辺りも共々、みんなで理解しながら良い田辺市づくり、まちづくりをして行きたいものだと思います。
------	---

J 委員	今の方の意見と重なるところがあるのですが、この表を見まして、各方面に亘って各課または各所管の方々が一生懸命、取組んでおられるのがわかるわけですが、各所管に対して人権推進課として最初にヒヤリングとか、指導と言うとおかしいがそういう対話の時間もあるんじゃないかと思うんですが、例えば高齢者の問題でしたら、予想されることについて、ここの所もう少しこういったことが出来るんじゃないかとか、そういうことを今後やっていただけたらなあと思うんです。それから地域バスのことですが、私も平瀬に行く機会がありますので、地域バスが出来て喜んでいるという声を聞くんです。平瀬から鮎川付近まで地域バスが走ってくれたら、そこから定期バスが出ているんです。連絡が出来る。そういうことについて、地元の方とか障害問題と関わっている方々が機会あるごとに出していくというのが大事だと思います。例えば住民バスについては企画広報課が所管になっていますが、さらに議会の議員の方々が地域の課題を取り上げて強力な運動に高めていくと、そういうことが大事ではないかと感じましたので、全体的な曖昧な意見ですけど申し上げたい。
議長	限界集落のことで、他に皆さんからご意見等ございませんか？ 限界集落の問題は当市では大変重要な問題になってきておりますし、そこに住む方々の人権ということ、いろんな面での権利を考える必要があるであろうと思います。高齢者の問題として、何らかの形でここへ項目があってもいいんじゃないかなと思いますし、そこは来年また、考えておいて欲しいと思います。それから学校の統廃合の問題で、新しく作ったら必ず、町なか近くへ下りて来ると。学校の無い地区というのは加速度的に寂びれていきますので、そこら辺りは行政の方で最低限、考えることではないかと思います。私も高齢者福祉の会議で申し上げるのですが、住民の意識が一番ネックになるのですが、コンパクトシティという考え方をぜひとも進めなければいけない時代ではないかなと思います。市でも考えているというような話は聞くんですが、具体的なことはまだまだということで、やはり大きな施策として正面から取組んでいく必要があると思っています。 それではこの件は以上でよろしいでしょうか？ それでは続けて、J 委員どうぞ。
J 委員	先ほどの F 委員の話で思い出したのですが、いじめについて、特に今年は遠くの方で問題が起こっていて未だに全国的に在るということで、田辺市では割と少ないということだったのですが、この冊子の別添資料 5 の平成 22 年度いじめ等の発生件数が合計 5 件で、23 年度が 4 件となっていますが、その 5 件は解決されたものか、後の 4 件は前年の分を引き継いだものなのかあるいは新たに発生したものか、もし判れば教えていただきたい。
事務局	事務局で把握できていませんので、ただいま確認をさせていただきたいと思います。 それから、その他の項でお知らせを考えていたのですが、いじめの問題につきましてはなかなか減ってこないというのが実情で、人権推進課で来年の 2 月 23 日に「人権を考える集い」ということで、このいじめ問題に対して人権問題だという認識で講演会を開催する予定になっています。皆様方には大変お忙しいとは思いますが、ご出席をお願いしたい。

	また学校の校長先生や教頭先生にもお越しいただければと考えています。来年２月２３日「人権を考える集い」ということでよろしくお願いします。
議長	はい、それでは時間が非常に差し迫っていますので、他にこれだけは言っておきたいというご意見がございましたらどうぞ。
B 委員	はい、「外国人の人権」についてのところなんですけども、観光振興課だけの内容になっていますが、この間、県の会議に出席したときに、外国人労働者の人権について田辺市は手薄ではないかと言われてきました。外国人労働者は田辺市でも増えていると思いますので、その方たちの悩みなどを県で受入れしている所や大学の先生たちが中心になって話し合いをしている所もあるらしいのですが、田辺市においてはまた私たちもがんばりますと県のほうで言っていたいたのですが、人権問題的なところが多く出てくるということなので、こういう枠の中に「外国人労働者の人権」ということも入れなくてはならない時期ではないかなと思いました。
議長	はい。要望という形で事務局、よろしくお願いします。 他に皆さんから、これだけは言っておきたいというのはございませんか？ 今日は本当に、いろいろなご意見をいただきました。毎年毎年、時間不足になって、皆さんが十分納得できにくいような会議になっているわけなんですけど・・・。
H 委員	「評価・問題点等」とあるのは、どこが評価を行うのか？
事務局	それぞれの各課が自分で評価します。
H 委員	それなら「問題点等」については、各課へ直接聞いた方が早いということか？
議長	そうは一概に言えない。何をしているかは、現状において自分の課が一番よく判る。見えない部分はあるが、その辺りは一つ的手段として、自分がどれだけ見えているかという判断になるが、こういう問題を見逃しているんじゃないかと我々がもっと言えばいいんじゃないかと思うのですが。 他にございませんか？
事務局	先ほどの J 委員のお尋ねのいじめ等の発生件数ですが、教育委員会から毎年、各学校へ問い合わせを掛けて上がって来る件数ということで、前年からの引き続きの案件もあるでしょうし新たに発生した件もあると思います。しかし只今、教育委員会の担当者が不在のため、解決したのが何件で、新たに発生したのが何件という詳しいところまでは判りかねるということでございました。
議長	J さん、それでよろしいか。

J 委員	わかりました。
議長	それでは、もう時間になってきたのですが、本当にいろいろな意見を皆さんから出していただきました。最後に言いたいのは、人権推進課がもっとイニシアティブを持って、人権問題に関しては確固とした、構造的な限界はあるのですが、より一層のリーダーシップをお願いしたいと思います。また、今回出されました皆さんのご意見については、来年のこの場で報告もしていただけるよう出来るだけお願いしたいと思います。ということで時間も来てまいりましたが。
事務局	●その他 最後に「その他」ということで、二点ございます。一点目が任期の件で、要綱上は任期の規定が無くこれまで原則２年で運用させていただいていますので、今回も平成２４年度～２５年度の２年間で運用させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。 もう一点は、先ほど課長からも申し上げましたが、今年度の「人権を考える集い」の件ですが、来年２月２３日、土曜日に紀南文化会館４階小ホールで、教育サポーターの仲島正教先生による講演会、それと二部構成でもう一つはエスペランサさんによる人権コンサートを予定していますので、できるだけご参加いただけたらと思いますのでよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは以上で懇話会を閉じたいと思います。最後に副会長より閉会のあいさつをお願いします。
副会長	今日はお忙しいなか、本当に長い間、ありがとうございました。 この会は、私たち市民からの声をたくさん吸い上げることで、各課にいろんな人権のことを考えていただく機会でもっと増やしていかなければいけないと思います。それから報告書の内容で、各課がチェックしている箇所があるのですが、やってある所と実行できなかった所というふうに私たちは受け取っているのですが、全部にチェックができるところまで各課に是非がんばっていただきたいし、私たち市民もそれに協力しないといけないと思っていますので、この地域の懐の深さといいますか、そういうところをよく学びながら、人権について学ばなければならないことがたくさんありすぎて頭の中はパニック状態ですが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。お疲れ様でした。